

地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の 在り方に関する研究会（第1回）【議事要旨】

1. 日 時 平成28年7月26日（火）10:00～12:00

2. 場 所 総務省6階601会議室

3. 出席委員（五十音順）

伊藤 正次 首都大学東京大学院社会科学研究科教授（行政学）

大橋 真由美 成城大学法学部教授（行政法）

川田 琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授（労働法）

小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー

（座長）高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（行政法）

中村 貴子 埼玉県久喜市総務部副部長

布山 祐子 日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

人羅 格 毎日新聞社論説委員

八重樫 高明 東京都総務局人事部制度企画課長

安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長

4. 議事次第

（1）開会

（2）土屋総務副大臣挨拶

（3）委員紹介

（4）座長選出

（5）資料説明

（6）意見交換

（7）閉会

5. 議事の経過

○ 冒頭、土屋総務副大臣の挨拶、委員の紹介の後、高橋委員が座長に選任された。

○ 事務局から、研究会の運営、現行制度の概要及びこれまでの経緯等について説明を行った。

○ それを踏まえ、意見交換が行われた。主な発言内容は以下のとおり。

【検討を進める際の視点】

○ 自治体職員が減少する中、多様で困難な行政ニーズに対応しつつ、少数精鋭主義の観点から公務の能率を最大限に発揮する、すなわち、各団体が効率的な行政運営を進める、あるいは、行政サービスをより効果的に提供するためには、臨時・非常勤職員と任期付

職員の活用が不可欠である。このような中、これまでの常勤職員中心主義との関係において、その在り方の検討が必要ではないか。

【任用面での適正化の視点】

- 特別職非常勤職員が平成24年度で約23万人とのことだが、特別職だと地方公務員法の適用もないので、これらの職員が本来法で想定されている職員なのか検証する必要があるのではないか。

また、任用根拠等の適正化が徹底できていないとすれば、なぜ徹底できないのか、自治体の実態を踏まえた上で、今後の在り方を検討すべきではないか。

- 地方公務員法と地方自治法において、常勤・非常勤の区分があり、さらに一般職・特別職の区分があり、複雑に絡み合っている。本来制度が予定していない任用がなくなるといふ現状があるとすれば、このような区分についても、再度考えてみる必要があるのではないか。

【民間労働法制、同一労働同一賃金の視点】

- 公務員法制の基本原則（①成績主義と身分保障、②任期の定めのない常勤職員中心主義、③全体の奉仕者としての服務義務など）の中でということにはなるが、民間部門では、形式的な契約形態はともかく、勤務内容等を踏まえ、それに応じた労働条件等の処遇を実現することが基本的な考え方とされており、公務においてもこのような考え方は重視されるべきではないか。

- 日本の非正規は、1970・80年代は中高年女性のパートタイム労働が中心であったが、2000年代に入って若い男女が非正規化する中で、問題が大きくなった。しかし、今でも非正規では主婦パートや65歳以上の高齢者の方も多く、様々な働き方が求められていることを考えると、やはり、勤務の実態に応じた処遇を確保するということが、労使双方にとって納得できる解決策として、重要ではないか。

- 現在政府全体の政策として進められている一億総活躍社会の実現や女性活躍の推進などとも整合性を持って検討すべきではないか。

【地方の実務からの視点】

- 様々な実情を抱えた様々な自治体が全国にあることを前提に議論を進めていくべきではないか。

以上